

令和3年12月23日

多治見市長 古川 雅典 様

「第3次多治見市子どもの権利に関する推進計画」に基づく
第6期多治見市子どもの権利委員会からの提言

第6期多治見市子どもの権利委員会
会長 大村 恵

平素は、子どもの権利に関する施策推進についてご尽力されていることと拝察いたします。

多治見市においては、平成15年に「多治見市子どもの権利に関する条例」を制定され、平成29年度からは「第3次多治見市子どもの権利に関する推進計画」に沿って、現在に至るまで、着実に子どもの権利に関する施策を進めてこられました。また令和元年度には、全国的に子どもの虐待や自殺が増加していることを受け、制定以来初めての条例改正を行い「子どもの命を守る」ことが最も重要な権利保障であるという姿勢を示されました。令和2年度には、令和元年度に実施した子どもの権利に関するアンケート結果と、施策の実施状況の検証を踏まえ、「第3次多治見市子どもの権利に関する推進計画後期計画」を策定されました。

一方、昨年から続く新型コロナウイルス感染症の拡大により、日常生活に様々な制限を受け、全国的には子どもの自殺、虐待相談対応件数、いじめ認知件数が増加し、今後も子どもたちへの影響がどのような形で発現するか懸念されるところです。

第6期多治見市子どもの権利委員会においては、これらの現状を踏まえながら、条例に基づく施策の実施状況及び子どもの権利保障の状況について審議を重ねてきました。令和3年12月31日をもって任期を終了するにあたり、これまで3年間の審議に基づき下記のとおり提言いたします。

今後も、条例と推進計画によって、これまでの取組と同様、また、新たな課題にも対応しながら、総合的かつ計画的に子どもの権利が保障されるまちづくりにご尽力されますようお願いいたします。

記

1. 乳幼児から小学校低学年までの子どもの貧困を把握するための調査について

平成29年度に実施した「子どもの未来応援調査」では、対象者が小学1年生の保護者、小学5年生の児童と保護者、中学2年生の生徒と保護者でした。貧困率が高く、虐待のリスクも高いと考えられる乳幼児から小学校低学年までの子どもと保護者に対する調査は行われていません。今後実施される調査においては、乳幼児から小学校低学年までの子どもの貧困を把握することができるよう、調査方法を検討していただきたい。また、調査手法として、小中学校で一人一台貸与されているタブレット端末の活用についても一考いただきたい。

2. ヤングケアラーの把握と対策について

ヤングケアラーには、法令上の定義はありませんが、「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども」といわれており、家族のケアを日常的に担っていることにより、自由時間がなく、宿題や勉強ができず、進学や就職などの夢も断たれるなど、子どもの権利が侵害されている場合があると推測されます。令和2年度には厚生労働省と文部科学省による実態調査が実施され、また令和3年度には大阪市、愛知県など、指定都市、県レベルでの調査が予定されています。多治見市においても、実態調査に取り組むとともに、ヤングケアラーの子どもの権利の回復のための取り組みを検討していただきたい。

3. 乳幼児の保護者向けリーフレットの活用について

委員会では、乳幼児の保護者へ向けてのメッセージを発信するため、リーフレットを作りました。「子どもの権利」ということばが、追い詰められた保護者にはプレッシャーになることがあるため、体験談などから「子どもの権利」は子どもと保護者を守るためのものであることが伝わるような内容になっています。自己主張が強くなる1、2歳児の保護者は、困り感を強く感じることがあります。そのような保護者に寄り添えるよう、リーフレットを効果的に活用していただきたい。

4. 子どもの各種データの収集について

委員会では、推進計画に基づく事務事業の実施状況について、検証してきました。しかし、多治見市の子どもに関わるデータは分散して存在し、それらの事業の実施によって、多治見市の子どもたちの置かれている環境の改善や幸福度の増進を客観的に測ることができません。多治見市の子どもの状況を客観的に把握し、計画策定等に生かすとともに、市及び市民が活用できるよう子どもに関わる各種データを収集することを検討していただきたい。特にコロナ禍の生活が一年半以上に及び、子どもへの影響が出てきている中、子どもの生活や家庭の変化、抱える困難の状況等のデータについても収集をしていただきたい。

以上